

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ胎内店
所在地 胎内市大川町14番41号
設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 山本 邦彦
(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 山本 邦彦
(変更後) 株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘
- 3 変更年月日
平成25年6月19日
- 4 変更の理由
建物設置者並びに小売業を行う者の代表者名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成29年5月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月9日から平成29年10月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp